

## 魚津市告示第49号

### 魚津市民バス使用料徴収事務の委託について

魚津市民バス運行条例（平成18年魚津市条例第27号）第13条に規定する使用料の徴収事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

令和4年3月30日

魚津市長 村椿 晃

#### 1 主たる事務所の所在地及び代表者名

運行路線名等	主たる事務所の所在地	代表者名
市街地巡回ルート 東回り	魚津市本江2860番地の2	魚津交通㈱ 代表取締役社長 谷川 悠
市街地巡回ルート 西回り	魚津市本江2860番地の2	魚津交通㈱ 代表取締役社長 谷川 悠
上野方ルート	魚津市本江2860番地の2	魚津タクシー協会 代表 谷川 悠
松倉ルート	魚津市本江2860番地の2	魚津タクシー協会 代表 谷川 悠
坪野ルート	魚津市本江2860番地の2	魚津タクシー協会 代表 谷川 悠
中島ルート	魚津市本江2860番地の2	魚津タクシー協会 代表 谷川 悠
天神ルート	魚津市本江2860番地の2	魚津タクシー協会 代表 谷川 悠
経田-道下ルート	魚津市本江2860番地の2	魚津タクシー協会 代表 谷川 悠
回数乗車券 一日乗車券	富山市湊入船町3番30号	㈱ジェック経営コンサルタント 代表取締役社長 山瀬 孝

2 委託事務 使用料の徴収

3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 収納方法 市が指定する納付書で指定金融機関に納入する。